

ハイネとフランス

——「フランスの状態」について——

(昭和54年10月31日 受理)

藤 澤 正 明

Heine und Frankreich --über „Französische Zustände“--

Masaaki FUJISAWA

1832年12月¹⁾ハンブルクのホフマン・ウント・カンペ社から出版された「フランスの状態」は、そのほとんどが同年1月11日から9月27日までにアウクスブルクの「アルゲマイネ・ツァイトゥング」に発表されたフランスの政治社会状況に関するハイネの現地からの報告を集めたものである。この報告は次の点で大きな意義を有している。パリへの移住によって祖国ドイツに居たときから称賛してやまなかった政治上の先進国フランスの社会を実際に自分の目で見、その実態を確かめる機会を与えられ、またそのことを通じてドイツ社会の在るべき姿をより明確に把握する可能性が生み出されたのである。その具体的成果が「フランスの状態」の中には結実している。即ち、7月革命直後のフランスに在ってその社会状況を観察し分析することによってハイネはフランス社会の本質を把握し、その過程を通じて得られた幅広い視野からドイツ社会の進むべき道筋を探究することができたのである。

その中身を簡単に示そう。ハイネの見たフランスは7月革命後のいわゆる7月王政下のフランスである。ハイネはこの時期の社会に見られる7月王政派、正統王朝派、ボナパルト派、共和派等の政治勢力の活動を観察し、またイギリスの選挙法改正をめぐる動き等にも注意を向け、更には政治制度として立憲君主制を選ぶべきかあるいは共和制を取るべきか等について考えながらドイツの進むべき道を探究している。もちろん7月王政下のフランスの観察はそれだけ切り離して行なったのでは不十分であって、この点でもハイネは抜かりなく大革命を中心とするフランスの歴史にも目を向けている。

ハイネは正統王朝派に対して最も厳しい態度を取っている。共和派に対しても全面的に支持を表明している訳ではない。ハイネの政治的立場は複雑ではあるが立憲君主制支持であり、この点では7月王政派との類似が考えられるが、実際には7月王政の具体的な施策については痛烈な批判を浴びせている。

フランスの共和派に対するハイネの態度には称賛と不同意とが混在しているが、ドイツの共和主義者は徹底的に批判され、嫌悪感さえ表明されている。ドイツの場合にはフ

ランスの場合以上に共和制の導入はきっぱりと批判されている。これはハイネが君主制擁護論者であって共和制に理解がないからではなく、ハイネなりの考えに基づく結果である。

更に、フランス革命について語るときハイネはロベスピエールよりもミラボーを高く評価している。これは立憲君主制論者としてのミラボーを自分の主張との親近性から肯定しているからである。

イギリスの政治を語るときにはウェリントンが批判され、ホイッグ党の勝利、グレー内閣の成立、選挙法改正等が時代の前進的動きとして称えられている。

最後に、ハイネと同様に7月革命直後のフランスの様子を「パリ便り」としてドイツの読者に伝えたルートヴィヒ・ベルネの存在を無視することはできない。彼は共和制を主張し、そのために活動した。従って、このことからハイネはベルネと対立的立場を取ることになるが、この点をも比較検討しながら以下にハイネの考えをまとめてみることにしよう。

1. 7月王政下における諸党派

ナポレオン没落後の王政復古によりブルボン家が再びフランスの王位に就くが、ルイ18世の後に即位したシャルル10世は1830年の7月革命によって王位を追われ、代わってオルレアン家のルイ・フィリップが即位して7月王政が開始された。革命の翌月、1814年の憲章が修正され、この1830年憲章の遵守を宣誓してルイ・フィリップによる7月王政が始まったのである。8月の臨時内閣の後11月に銀行家のラフィットが新内閣を組閣し、翌1831年3月にはペリエが新首相に就任した。ハイネがドイツを離れパリへ到着したのは、ペリエの首相就任後間もない5月のことである。

「フランスの状態」には1848年まで存続する7月王政初期のフランスの状態が報告されている。全体は論説と日報、「序文」及び「序文の序文」とから成っているが、論説Ⅰの日付が1831年12月28日で論説Ⅸに対する注解の日付が1832年10月1日であるから、包括する時期は1年足らずである。ところが、包括する期間の短さにもかかわらずこの作品にはフランスの状況が極めて鮮明に写し出されている。以下、この節ではルイ・フィリップと7月王政、及び7月王政下の諸党派に対してハイネがどのような見解を持っていたかを整理してみよう。

日報に付けられた「序文」の中でハイネは、7月王政に対しては常に同一の考えを表明してきたが、ルイ・フィリップという人物そのものについては必ずしも同一の調子では判断を下さなかった、と述べている。²⁾初めハイネはルイ・フィリップを貴族とみなし反感を持っていたのであるが、後に彼の「市民らしさ」を確信して好意的な態度を取り、やがてまた戒厳状態の導入等故に彼に憤慨したというのである。これらの言葉からもわかるように、ハイネのルイ・フィリップ観は常に同一であったのではなく、ルイ・フィリップの態度の変化に応じてハイネの評価も変化せざるをえなかった。

「フランスの状態」全体を見るとルイ・フィリップに対するハイネの評価はそれ程高い訳ではなく、かといって廃位を主張しているのでもない。評価が高くない理由はルイ・フィリップの政治姿勢の後退に求められる。7月革命当時のルイ・フィリップは「あらゆる

る封建的、皇帝的慣習、衣装」を嘲り、共和主義者たちに向かって「黄金の冠は冬には冷たすぎるし夏には熱すぎる」、「王笏は武器には鈍すぎるし杖には短すぎる」、「丸いフェルト帽と上等な雨傘の方が今の時代にははるかに役に立つ」と言うことができた³⁾。従って、論説Ⅴの中でハイネはその頃のルイ・フィリップを「7月の太陽のきらめきの中でこの男は何と素晴らしく輝いていたことか」と称賛しているのである⁴⁾。なぜならば、7月革命によってシャルル10世に代わって王位に就いたルイ・フィリップは「民主主義の代表者」であった。そのあたりの事情をハイネは次のように説明している。7月革命によってシャルル10世をチュイルリー宮殿から追放した民衆は彼を「貴族の代表者」と考えた。一方、ルイ・フィリップは「人間の市民的平等」を認めたフィリップ平等公を父に持ち、自らも「自由」のためにヴァルミーやジェマップで戦い、若いときから「自由」と「平等」を口にしてきた「民主主義の代表者」であった⁵⁾。

ところが、そのルイ・フィリップに変節が生じる。既に論説Ⅰでルイ・フィリップは、彼の政府が「人民主権の原理」から生まれたことを忘れていて、「にせの正当性」、「絶対主義諸侯との結合」、「王政復古時代の継続」によって政府を維持しようとしていると、民衆に対するその忘恩行為、背信性が痛烈に批判されている⁶⁾。論説Ⅰではルイ・フィリップの庭作りについても言及されている。彼はチュイルリー宮殿の庭の中に自分とその家族専用の小さな庭を作った。そのことが「自分と民衆との間に溝を掘る」「象徴的行為」として説明されている⁷⁾。更に、論説Ⅱ（1832年1月19日付）ではルイ・フィリップが「実直で」あり「尊敬に価する家父」、「やさしい夫」、「すぐれた経済家」である点を認めつつも、「日々絶対主義の諸王に似てくる」が故に憎しみを抱かざるをえない、と記されている⁸⁾。論説Ⅴ（3月25日付）では市民王にふさわしく「市民の服装」をしているルイ・フィリップについて、彼のフェルト帽の下には王冠が、雨傘の中には絶対主義の王笏が隠されている、と述べられている⁹⁾。

ハイネはまたルイ・フィリップの判断の誤りを指摘する。ルイ・フィリップは「自分自身の罪」で「最良の支柱」を失なった。即ち、敵との関係を良くしようとして友人との関係を駄目にしてしまう臆病な人間にありがちなように、彼は「彼を憎んでいる貴族」にへつらい、「彼の最良の支柱である民衆」の感情を害したのである¹⁰⁾。

ところが、それにもかかわらずルイ・フィリップはそれなりに支持されていた。その理由をハイネは6月8日付の日報では、「人は正統王朝派には憎しみを抱いているが、共和主義者には賛成でないので、民衆は秩序の維持者として王を支持している」とリアルに記している¹¹⁾。同様の見解はディエップからの8月20日付日報の中にも見られる。ノルマンディー地方でもルイ・フィリップは愛されてもいないし憎まれてもいない。しかし、「フランスの幸福のために必要」と考えられていた¹²⁾。

結局ハイネはルイ・フィリップの後退面を批判してはいるが、ルイ・フィリップの存在意義を全面的に否認しているのではない。ハイネはルイ・フィリップの「市民王」としての側面を評価した上で、時とともに明らかになる彼の後退的姿勢に批判を加えたのである。なお、ルイ・フィリップに対するハイネの態度は正統王朝派の態度とは正反対である。9月17日付の日報によれば、正統王朝派はルイ・フィリップの最も良いところを非難し、逆に認めることのできない点に大いに賛成したのである¹³⁾。

以上、ルイ・フィリップに対するハイネの見解を見てきた。それでは、次に7月王政、及び7月王政下の諸党派に対するハイネの見解を見てみよう。

1830年の7月革命の結果として誕生した7月王政はルイ・フィリップを王として1848年まで存続する。「フランスの状態」が取り扱っているのは1831年12月から1832年10月までの時期である。この作品が書き始められた1831年12月というのは、リヨンで発生した絹織物労働者の蜂起の翌月となる。このときには既に1831年3月13日以来、銀行家ラフィットの後を受けてペリエが首相に就任していた。彼の首相在任中にリヨンでは蜂起が発生し、翌年2月には正統王朝派による「ブルーヴェール街の陰謀」が発覚し、3月にはパリにコレラが発生、ペリエ自身もコレラのために5月には死亡する。そして、その後6月に共和主義者の反乱、7月にナポレオンI世の遺児ライヒシュタット公の死等があり、10月1日で「フランスの状態」が終了する。このような時期の7月王政についてハイネは報告している。以上の年譜からも明らかなように、7月王政は安定した体制ではなかった。正統王朝派、ボナパルト派、共和派等がそれぞれの立場からこれに攻撃を加えたのである。

論説Vによれば内閣の支持層は勤め人、銀行家、地主、店主である。¹⁴8月1日付の日報にはルイ・フィリップ支持派の構成がより詳しく述べられている。それによると、まず第1は商人及び有産者で、彼らはその店や財産の心配をしている。第2は戦いに疲れた人々で、彼らは休息を欲している。第3は臆病な人々で、彼らは「恐怖の支配」を恐れている。¹⁵7月王政はその弱体故に論説VIIではフランス革命時の総裁政府にたとえられている。¹⁶しかしながら、上述の人々に支えられ維持されていた。

ハイネは各派から攻撃される7月王政の不人気についても次のように述べている。今の状態にあるよりは共和主義者には正統王朝の制度の方が、正統王朝派には共和制の方が「はるかに望ましい」。そこで、7月王政下における「共通の苦しみ」が両派を結びつける。彼らは「同一の天国」を持ってはいないが、「同一の地獄」を持っていた。¹⁷このように7月王政は弱体にして不人気な体制であった。

それでは、7月王政を攻撃する各派に対するハイネの見解を見てみよう。ハイネは正統王朝派に対しては7月王政派に対する以上に批判的な態度を取っている。論説VI（4月19日付）の中では、ブルボン家の勢力はフランスでは「もはや決して栄えることはないだろう」という「確信」が表明されている。¹⁸これらは、7月革命によってルイ・フィリップが「民主主義の代表者」として登場したのに対して、ブルボン家のシャルル10世が「貴族の代表者」としてフランスから追われたという歴史的事件が生じて間もない時期でもあり、また従来のハイネの立場からしても当然出て来る言葉であろう。

次に、ボナパルト派であるが、彼らはナポレオンI世の遺児ライヒシュタット公を擁して活動していた。この派の勢力も悔りがたかった。その理由は世間一般になお存在するナポレオン崇拜にある。「考え深い、本物の民主主義者たち」はもちろんナポレオンI世に対する「世間一般の忠誠」に調子を合わせたりはしない。だが、彼らにとってもナポレオンの名は「フランスの栄光」、「三色旗の勝利」とほぼ同義であり、彼らはナポレオンの中に「革命の息子」を見ざるをえなかった。しかし、その遺児は「皇帝の息子」にすぎない。そのようなライヒシュタット公を認めれば「正統の原理」に従うことになり、「笑うべき矛盾」を生じさせかねない、とハイネは述べている。¹⁹

ボナパルト派については8月20日付の日報でもかなり詳しく扱われている。そこにはボナパルト派の勢力の様子が描かれている。だが、そのとき既にライヒシュタット公は没していた。彼の死が及ぼした影響の大きさをハイネは次のように記している。「フランス民衆の下層階級に若きナポレオンの死がいかなる印象を生じさせたか、人は想像もつかない」。ハイネは「若い共和主義者たちでさえも泣くのを見た」のである²⁰⁾

それでは最後に、共和派に対するハイネの見解を見てみよう。ライヒシュタット公の死(7月)について述べた上述の日報の中でハイネは7月王政派、正統王朝派、共和派を巧みな表現で比較している。セント・ヘレナにおけるナポレオンの「遺言に従って」その子ライヒシュタット公に「皇帝の剣、マレンゴのマント、世界史的な三角帽」等が引き渡された。だが、ライヒシュタット公が亡くなった現在それらはフランスの諸党派に配分されるのが望ましい、というのである。最初に言及されるのは共和主義者で、彼らには「使う術を心得ている唯一の者」であるが故に「皇帝の剣」が渡される。次に7月王政派の人々であるが、彼らには「不名誉な裸を隠す」ために「マレンゴのマント」が与えられる。そして、正統王朝派には「間もなくまた頭をたたかれる」ときに役立つかもしれない「皇帝の帽子」と、「間もなくまた逃げ出さねばならない」ときに役立つであろう「皇帝の長靴」が与えられる²¹⁾。このようにハイネはナポレオンの遺品の配分という架空の作業によって三つの党派の性格を描き出している。この個所からも判明するように、ハイネは7月王政派や正統王朝派に対してよりも共和派の方に好意的な態度を取っている。

2. フランス革命、及びイギリス選挙法改正

7月王政下のフランスでハイネは諸党派の対立抗争を興味深く観察し、そのことを通じてドイツの進むべき道筋を探究する。だが、眼前に展開する諸現象の把握はそれだけでは充分ではない。そこでハイネは現在を把握するために過去へ目を向ける。

ハイネは「人間と事物を測る」ために「諸党派の仕事場」から「陳腐な物差し」を借りてくるようなことはしない。ましてや「個人的感情」で「価値と重要さ」を決定するようなことはしない。「出来るだけ公平に」「現在の理解」を進めようとし、「騒がしい日々の謎を解く鍵」を「過去」に求める²²⁾。「今日は昨日の結果である。今日の欲することを知らうと望むならば、我々は昨日が欲したことを研究しなければならない」²³⁾。こうしてハイネはフランス革命を中心とするフランスの歴史に目を据える。

論説VIの中では「革命」の「主要概念」が説明されている。ハイネは「革命」を「転覆」としてのみ理解したり、「偶然の現象」を「革命の本質」と考えたりはしない。「民衆の知的教養、そこから生じる習俗、そして要求」と「国家制度」とが「調和」しなくなると、民衆と国家制度との間に「必然的闘争」が生じる。それは国家制度の「改造」という結果をもたらす。これがハイネの考える「革命」である。革命が完成されなければ、即ち国家制度の改造が上に挙げた「民衆の知的教養、そこから生じる習俗、そして要求」と一致するに至らなければどうなるか。その場合には「国家の病い」は完治していかないから、「病気で神経過敏になった民衆」は時には「弛緩した無気力な休止状態」に陥ることもあるが、間もなくまた「高熱」状態となる²⁴⁾

このように革命について説明した後ハイネは、「フランスは今休止状態に達しているのか、それとも我々は新たな改変を待っているのか、そして結局すべてはいかなる結末となるのだろうか」という問いは、「何がフランス人をして革命を始めさせたのか、そして彼らは彼らの必要としたものを獲得したのだろうか」と「より厳密に」言い換えられるとして、この問いに答えるために「次の論説」で「革命の発端」について論じることを約束している。²⁵⁾

この予告はパリに発生したコレラのために言葉通りにはならなかったが²⁶⁾「論説VIに対する附録」の中にかなりまとまった形でフランス革命に関する叙述を読むことができる。

その中でハイネは「祖国ドイツの最も勇敢で最も不幸な息子たちの1人」であるトーマス・ミュンツァーと、ミュンツァーに反対の立場を取ったマルティン・ルッターとを比較している。ミュンツァーの考えでは、「福音書」は「天上における至福」を約束しているのみならず、「地上における人間の平等と友愛」を命じてもいた。ところが、ルッターの見解は異なっていた。彼はミュンツァーの「扇動的な教え」を、ローマからの離反、新しい宗派の樹立という「彼自身の仕事」を危うくするものと考えて批判し、「不幸な農民たちに反対する不名誉な本」を書いた。ハイネは、キリストは「人間の平等と友愛のために死んだ」という考えから、「ルッターは間違っていた、そしてミュンツァーは正しかった」と結論している。²⁷⁾

ハイネによれば、フランス革命はドイツ農民戦争と類似した性格を有する。なぜなら、「同一の権力者」に対する「平等と友愛のための同じ戦い」だったからである。だが、違いも存在する。(1) 権力者の側が時の経過によって力を失っていたのに対し、民衆の側は力を獲得していた。(2) 「福音書」からではなく「哲学」の中から「権利の主張」を汲み取った。²⁸⁾

更に、ハイネはカール大帝以来の歴史を振り返ってフランス革命が生じた理由を説明している。カール大帝以来の歴史を持つ封建制度はフランスにおいて「強力な根」を張り、「何百年も力強く」栄え、最後にはその力を失なった。フランスの諸王は「貴族や聖職者への従属」に腹を立て、徐々に「その両勢力の自立」を破壊することに成功し、ルイ14世の下で「この立派な仕事」は完成された。以後「かつて王を支配し庇護した好戦的な封建貴族」の代わりに、「弱々しい宮廷貴族」が王座の回りをはい回り、「懺悔と破門で王を脅かし、民衆をも押さえつけた強情なローマ教皇全権論の司祭」の代わりに、「フランス・カトリックの、言わば陪臣化された教会」が存在した。ところが、その変化にもかかわらず貴族は相変わらず「特権」を保持し、「あらゆる享楽」をほしいままにし、民衆を圧迫し侮辱する。同様に聖職者も「十分の一税、三神の独占、精神の圧迫と教会特有の奸計という特権」を保持していた。そこで、かつて農民戦争のときに「福音書の教師たち」が試みたことをフランスでは「哲学者たち」が「より成功的に」行なう。彼らは民衆に「貴族と教会の放恣」を、また両勢力が無力であることを示した。その結果、1789年に民衆が蜂起する。²⁹⁾

ハイネはフランス革命勃発に際して学者が果たした役割を強調している。中でもヴォルテールとルソーの2人が、(1) 革命を準備した、(2) 革命のその後の方向を定めた、(3)

今でもフランス民衆を導いている、として称えられている³⁰⁾

彼らの具体的影響力については、大革命当時から同時代までを視野に入れて次のように述べられている。国民公会における「革命家たちの戦い」は「ヴォルテールの暢気に対するルソー的厳格主義の密かな恨み」であった。旧制度を倒すときには意見が一致していたが、新しい制度を作り上げる際に意見の相違が表面化する。「ルソー的な真摯な熱狂者」サン＝ジュストはデムーランの「陽気で機知に富んだファンファーレ」を憎み、「道徳的で清廉な」ロベスピエールは「享乐的で金で汚れた」ダントンを憎んだ。「真の山岳党員たち」は「ルソーの考え方と感じ方」を身に付けていた。

テルミドールの反動（1794年）によってヴォルテール派が勝利し、総裁政府を運営する。その後「皇帝時代」、「王政復古」と続き、現在はタレーランがこの派を代表している。一方、ルソー派はテルミドールの反動以来権力の座から遠ざかったが、労働者街で力を蓄え、ガルニエ＝パジェス、カヴェニャックやその他の共和主義者たちによって代表されている³¹⁾

このようにハイネはルソーとヴォルテールの影響力に留意しつつ現在に至るまでの歴史の流れを考察している。ハイネ自身の立場は心情的にはルソー派支持である。しかしながら、同時にヴォルテールの賢明さにも関心を示している。ルソー派に与する程高潔ではなく、彼らと戦うには悪徳を憎みすぎている、とハイネは自分の立場を説明している³²⁾また、ルソー程ヴォルテールは情熱的でなかったという見解に対しては、ヴォルテールの方が「少々賢明で老練であっただけだ」と反論している³³⁾

以上、フランス革命の性格、発端、学者の役割、現在に至る党派の系譜等に関するハイネの見解を見てきた。それでは、次にイギリスに関するハイネの見解を見てみよう。

ハイネには既にイギリス旅行に基づいて執筆された「イギリス断章」という作品がある。ところが、「フランスの状態」の中にも論説Ⅳ、Ⅶ、Ⅸ等に見られるようにイギリスに関するある程度まとまった記述がある。この作品は、題名が示すようにフランスの状態を報告しているのであってイギリス報告ではない。従って、イギリスに関する記述はあくまでも副次的な意義を有するにすぎない。だが、フランスの状態を明らかにする際の比較対象としてイギリスは独自の役割を担っている。

論説Ⅳにおいてハイネは両国の一般的性格、民衆、貴族の差異等に留意して、フランスとイギリスを次のように比較している。

ハイネはサン＝シモン主義者たちの指摘に同意する。産業の発展したイギリスは「世界の手」であり、革命の経験豊富なフランスは「世界の心」である。また、イギリス民衆は「極めて貴族的」であり、「文書で確認された特権的自由」を要求する。一方、フランス人は「理性という証書によって全世界が共有すべき人類普遍の自由」を要求する。更に、イギリスの貴族は自らの権利と共に民衆の権利を主張し、「民衆と共に」絶えず「王の専制政治」に対抗してきた。他方、フランスの貴族は王に無条件降伏し、マザラン以来もはや王の権力に反抗せず、王に荷担して「民衆を圧迫し欺いた」。それ故に、「古い王権と共に破滅しなければならなかった」のである³⁴⁾

フランスの場合とは違って、イギリスでは貴族が「民衆と共に」「王の専制政治」に対抗してきた。ところが、そのイギリスでも民衆が貴族と争っている。その理由をハイネ

は、「市民的平等」のためでも「市民的自由」のためでもなく、「金銭上の利害関係」のためであると説明している。イギリス民衆は「市民的平等」について考えたりはしない。また、「市民的自由」は「たっぷりと享受している」。だが、貴族は「あらゆる冗職、宗教上の不勞所得、過大な収入の地位」を占有して、「あつかましく贅沢に飽食している」。一方、「民衆の大多数」は「税の過重負担でこの上なく悲惨な苦しみをなめ餓死する」。そこで、民衆は「議会改革」を要求する³⁵⁾これがハイネの見た議会改革の背景であり、1832年6月にイギリスでは選挙法が改正された。

論説Ⅷの中でハイネは、選挙法改正に抵抗するトーリー党とこれを推進するホイッグ党について自らの見解を記している。トーリー党は「もはや自分の力を信頼していない」、「もはや自分自身を信じていない」、「彼らの力は打ち砕かれた」。一方、ホイッグ党であるが、もちろんこの党も「同じく貴族」である。ホイッグ党のグレー卿もトーリー党のウェリントン卿と「同じように貴族にあこがれている」。だが、両者の抗争によって結局はイギリスの貴族もフランスの貴族と同じような運命に見舞われる。まずは、「一方の腕が他方の腕を切りおとす」のである³⁶⁾

以上がハイネの見たイギリスの政治社会状況である。イギリスはその一般的性格、民衆、貴族の性格等においてフランスとは相異なる面を持っていた。だが、そのイギリスにおいても選挙法が改正され、時代は確実に動いていたのである。

3. 共和制と立憲君主制

ハイネは論説Ⅶの中で立憲君主制に関する自説を展開している。まずハイネは、専制君主制と絶対君主制とを区別し、その上で絶対君主制と立憲君主制とを次のように比較している。

「専制君主」は「勝手気ままなむら気」によって、「絶対君主」は「分別と責任感」によって行動する。従って、「絶対君主」は「専制君主」とは異なる。だが、「絶対君主制」においては「王の自己意志」が支配する。他方、「立憲君主制」においては「王の自己意志」ではなく「制度」が支配する。即ち、「邪道に引き入れられやすい自己意志」ではなく、「不変の国家諸原則の体系」が支配する。それ故に、王は「宮廷の気儘な願望」に従ってではなく、「しっかりした法律」に従って行動することができる³⁷⁾

更にハイネは、立憲君主制の長所を王と大臣との関係にまで言及して次のように述べている。ハイネの考える立憲君主制は王が直接統治するのではなく、王は「権力の理念」を代表するだけであって、王によって選ばれた「大臣たち」が統治する。このような制度であると「国民の不満」は王には向けられない。政府が良くない場合には王が「より良い統治を期待できる」大臣を選べばよい。ところが、「王が自ら統治する」絶対主義国家の場合には「国民の不満」は王に直接向けられ、「国家を転覆させる」のやむなきに至る。それ故、「王が自ら統治しない」という制度によって国家の「安定」が得られるのである³⁸⁾

なお、このような制度はハイネによれば過去の賢人たちには思いもよらなかった。クセノフォンからフェヌロンに至るまで「君主の教育」が「主要な事」であり、「偉大なアリストテレス」でさえもそれを目差し、「一層偉大なプラトン」の場合でも「哲学者たち

を王位に就かせる」、あるいは「君主たちを哲学者にする」ことを提案する以外に術がなかった³⁹⁾

このように、ハイネは積極的に立憲君主制を主張している。ところが、当時フランスにおいてもドイツにおいても既に共和制の主張がなされており、ハイネの主張はそれらとの対決を余偽なくされた。例えば、ハイネと同じくパリに在って7月王政下のフランスを観察していたルートヴィヒ・ベルネは、「パリ便り」の中で共和主義者としての立場を鮮明にしていく⁴⁰⁾彼はドイツ革命を待望し⁴¹⁾自由の実現を激しく要求した⁴²⁾そこで次に、ベルネの目には「穏健すぎる」⁴³⁾と映ったハイネの共和制に関する発言に耳を傾けてみることにしよう。

論説Ⅸの中でハイネはロベスピエールやサン＝ジュスト、山岳党に対して抱いてきた好意的な気持と、だが「そのような気高い人々の統治」の下では暮らしたくないという相反するような希望とを書き記している。彼らの統治下では毎日ギロチンによる処刑があり、そのようなことには耐えられない、と言うのである。しかも、ハイネの判断によれば「この共和国」を熱狂的に愛することと、フランスに「この政体の再導入」を望まないこと、ましてやドイツ版の共和国を望んだりしないことは少しも矛盾しなかった⁴⁴⁾ここにはこの時点における共和制の導入に対するハイネの不同意が示されている。

もちろん長い目で見た場合の共和制の可能性をハイネは否定してはいない。ドイツに普及しつつある「共和制の理念」は「一時的な気紛れ」ではない。たとえヴィルトやジーベンパイファーが拘禁されるとしても彼らの思想は捕えられない。半世紀もすれば大きく成長して再び登場するだろう、という観測も記されている。ハイネは「ドイツ革命」、「ドイツ共和国」が間もなく生じるという可能性は否定しているが、遠い将来にいつかはドイツでも「言葉と剣によって共和制のために戦う」日が来るだろうことを確信している。なぜなら、ドイツ人は理念が現実化するまでは決してそれを放棄しないからである⁴⁵⁾

このような長期的展望を持った上でハイネはドイツの共和主義者に批判を加えたのである。ベルネは「政治的熱狂者」、「自由の信奉者」ではあるが、事態の冷静な観察を得意とする「政治家的天分の人」ではなかった⁴⁶⁾一方、ハイネは冷静に現実を観察する。ハイネが見た彼らの「主要な誤り」はドイツとフランスの違いを正しく考慮していない点にあった⁴⁷⁾ハイネは「両国の違い」を強調している。フランスは「その本質上共和主義的」であるが、ドイツは「その本質上勤王的」である。従って、ドイツは共和国ではありえない。ここでハイネは両国における「共和主義的徳性」の量的差異ではなく、両国の「本質」、「性格」を問題にしている。即ち、国民が「勤王的」である場合にはその国民は、(1) 権威を尊重する、(2) その権威を代表する人を信じる、(3) この信頼をもとに人そのものにも好意を持つ、のである。一方、「共和主義的」な国民は(1) 権威を信じない、(2) 規則だけを尊重する、(3) 規則の代表者たちから絶えず報告を要求し、彼らを疑いの念を持って観察し監督する、(4) 従って人に好意を持たず、彼らが国民から抜きん出れば出る程熱心に彼らを「異議、邪推、嘲笑、迫害」でもって押さえつけようと努める、のである。これがハイネの見た両国の「本質」、「性格」の違いであった。この点を見ないが故にドイツの共和主義者たちは批判されるのである。

既に触れたように、ハイネは共和主義思想そのものを否定している訳ではない。現実の状況を観察したとき何が必要であるかを考え立憲君主制を主張しているのである。ハイネは理念としての共和制と現実的必要物としての立憲君主制とをそれぞれに考えることができた。それ故に、「社会革命」と「政治革命」とを区別して次のように言うこともできたのである。「社会革命を促進する文筆家であるならば、彼の時代より100年先に進んでもかまわない。だが、政治革命を意図する指導者は大衆からあまり離れすぎたはけけない。そもそも人生においてと同様政治においては達成され得ることのみを望まなければならぬ」⁴⁸⁾

論説VIに対する「附録」の中でハイネは、ミラボーについて言及し、合わせてドイツにおいて必要とされる政体が立憲君主制であることを明言している。

国民議会時代の代表的人物であるミラボーについてハイネは、その勇氣、演説の才、時代認識の正確さを称賛している。ミラボーは1789年6月23日王の使者に向かって、「我々は国民の意志によってここにいる、銃剣の力によってしか我々を追い払うことはできない」と叫んだ勇氣の持ち主であった。また、低く話せばその声は蛇の立てる音のように聞く者をぞっとさせ、情熱的に語れば制止することができなくなる程の力をミラボーの演説は有していた。ある時などネッケルに反対する彼の演説を聞いたスタール夫人でさえも、父親に敵対するミラボーに「激しい怒りと憤り」を持っていたのにもかかわらず、最後には手摺から身を乗り出してミラボーに拍手喝采したそうである。更に、「ミラボーは彼の時代を最も深く把握した」、「彼は破壊するよりもむしろ建設することがうまかった」とハイネは記している。ミラボーの著作の中にハイネは、フランスが必要としていた「立憲君主制の主要理念」を見たのである。

王を「上層階級」の手中から「第三階級」の腕の中に入れようとするミラボーの路線こそがハイネの主張する路線であった。それ故に、ハイネは「立憲王政の告知者」としてミラボーを称賛し、次のように述べたのである。「ミラボーはまさにあの立憲王政の告知者であった。それは私の考えによればあの時代の願望であったし、民主的程度の差こそあれ現在でも、ドイツの我々によっても要求されている」⁴⁹⁾

それでは最後に、立憲君主制を主張するハイネがフランスの共和主義者たちの暴動に対していかなる態度を取ったかを見て、共和制と立憲君主制とに関するハイネの見解の結びとしよう。

1832年6月5日ラマルク將軍の葬式の日には共和主義者の暴動が発生した。この暴動の参加者をハイネは「自由の最も純粋な友」と評し、共和制のために戦う彼らの純粋さを高く評価している。彼らの流した血を見たときの気持をハイネは、「彼らの血で赤く染まった場所に今日足を踏み入れたとき、私の目には涙が溢れた。あの共和主義者たちの代わりに、私やすべての穩健主義者たちが死んだ方が良かったのに」と記した⁵⁰⁾この暴動によって「フランスの最も熱烈な血」が流されたのである。だが、それにもかかわらずハイネは、彼らは「自由の最も純粋な友」ではあるが、「最も賢明な友」ではなかった、と言わざるをえなかった⁵¹⁾ここにも共和主義者の情熱に対する心情面での共感と彼らの具体的行動、共和制の性急な導入に対する不同意が示されている。

以上のようにハイネは「フランスの状態」の中で、7月王政下のフランス社会の動きを注意深く観察し、また大革命を中心とするフランスの歴史やイギリスの選挙法改正の動き等にも目を向けながら、ドイツの進むべき今後の道筋を探究した。共和制の理念、フランスの共和主義者たちの情熱には賛意、共感を示しつつも、ハイネはドイツの具体的状況にふさわしい政体としては立憲君主制を主張した。こうしてハイネは複雑な政治的社会的領域においても自己の見解を積極的に提示したのである。新聞の論説、日報から成るという体系上の制約にもかかわらず、ドイツの在り方に関する1830年代前半の理論的考察の一例としてこの作品は尽きない興味を呼び起こす。

注

- 1) Fritz Mende: Heinrich Heine. Chronik seines Lebens und Werkes, Berlin 1970, S. 101
- 2) Heinrich Heine. Werke und Brief in zehn Bänden, herausgegeben von Hans Kaufmann, Aufbau-Verlag, Band 4, S. 527 ハイネからの引用はすべてこの全集による。
- 3) Ebenda, S. 386
- 4) Ebenda, S. 438
- 5) Ebenda, S. 438
- 6) Ebenda, S. 388
- 7) Ebenda, S. 391
- 8) Ebenda, S. 392
- 9) Ebenda, S. 435
- 10) Ebenda, S. 437
- 11) Ebenda, S. 534
- 12) Ebenda, S. 560
- 13) Ebenda, S. 567
- 14) Ebenda, S. 430
- 15) Ebenda, S. 555
- 16) Ebenda, S. 464
- 17) Ebenda, S. 430
- 18) Ebenda, S. 457
- 19) Ebenda, S. 442
- 20) Ebenda, S. 556
- 21) Ebenda, S. 559
- 22) Ebenda, S. 446
- 23) Ebenda, S. 448
- 24) Ebenda, S. 448
- 25) Ebenda, S. 448f.
- 26) Ebenda, S. 449f.
- 27) Ebenda, S. 514f.
- 28) Ebenda, S. 515
- 29) Ebenda, S. 515ff.
- 30) Ebenda, S. 517

- 31) Ebenda, S. 524f.
- 32) Ebenda, S. 525
- 33) Ebenda, S. 518
- 34) Ebenda, S. 416f.
- 35) Ebenda, S. 418
- 36) Ebenda, S. 484
- 37) Ebenda, S. 469
- 38) Ebenda, S. 469f.
- 39) Ebenda, S. 470
- 40) Ludwig Börne. **Sämtliche Schriften, neu bearbeitet und herausgegeben von Inge und Peter Rippmann, Joseph Melzer Verlag, Band 3, S. 55**
- 41) Ebenda, S. 51
- 42) Ebenda, S. 102
- 43) Ebenda, S. 156
- 44) Band 4, S. 491
- 45) Ebenda, S. 495
- 46) Georg Brandes, **Hauptströmungen der Literatur des neunzehnten Jahrhunderts, Berlin 1924, Band 3, S. 364**
- 47) Band 4, S. 497
- 48) Ebenda, S. 500
- 49) Ebenda, S. 521ff.
- 50) Ebenda, S. 532
- 51) Ebenda, S. 531